

北上市下水道事業告示第10号

北上市下水道条例第15条第1項第5号の規定に該当するため、北上市下水道規定第13条に基づき、次のとおり違反行為に係る点数を付す。

令和2年9月7日

北上市長 高橋 敏



1 処分した指定工事店

指定店 番号	指定店名称	所在地	代表者名	累積点数
306	藤原工業	盛岡市黒川8地割36番地 9	代表 藤原 重夫	20点(+20点)